

SHINWA NEWS

特定親族特別控除の創設と給与所得控除の改正

令和7年5月
(No. 18)

令和7年3月31日付けで令和7年度税制改正案が成立し、令和7年4月1日より施行されました。
今回は、与党と野党との調整により一部変更された所得税の改正について、前回ご紹介できなかった特定親族特別控除の創設と給与所得控除の改正についてご紹介いたします。

[1] 所得税に関する改正について

(1) 特定親族特別控除の創設

特定親族を有する居住者は、特定親族の合計所得金額に応じた額の所得控除を受けることができます。

(特定親族の要件)

- ① 生計を一にする年齢が19歳以上23歳未満の親族であること
- ② 居住者の配偶者及び青色事業専従者等に該当しないこと
- ③ 親族の合計所得金額が58万円超123万円以下(給与収入123万円超188万円以下)であること

	親族の合計所得金額		控除額 (所得税)	控除額 (住民税)
扶養控除 (特定扶養控除)	改正前	改正後	63万円	45万円
	48万円以下 (給与収入：103万円以下)	58万円以下 (給与収入：123万円以下)		
特定親族特別控除 (新設)		58万円超 85万円以下 (給与収入：123万円超 150万円以下)	63万円	45万円
		85万円超 90万円以下 (給与収入：150万円超 155万円以下)	61万円	45万円
		90万円超 95万円以下 (給与収入：155万円超 160万円以下)	51万円	45万円
		95万円超 100万円以下 (給与収入：160万円超 165万円以下)	41万円	41万円
		100万円超 105万円以下 (給与収入：165万円超 170万円以下)	31万円	31万円
		105万円超 110万円以下 (給与収入：170万円超 175万円以下)	21万円	21万円
		110万円超 115万円以下 (給与収入：175万円超 180万円以下)	11万円	11万円
		115万円超 120万円以下 (給与収入：180万円超 185万円以下)	6万円	6万円
		120万円超 123万円以下 (給与収入：185万円超 188万円以下)	3万円	3万円
		123万円超 (給与収入：188万円超)	0円	0円

改正前は、大学生年代の子がアルバイト等をして年間給与収入が103万円を超えると、扶養控除の対象外となり、親は63万円の控除を一切受けることができませんでしたが、改正後は、年間給与収入が150万円以下であれば、改正前と同額の63万円の控除を受けることができます。

(2) 給与所得控除額の改正

給与所得の金額は、給与収入から給与所得控除額を差し引いて算出をしますが、改正により給与所得控除額の最低保証額が10万円引き上げられ65万円となり、給与収入が190万円以下まで65万円の控除額となります。

給与収入	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162.5万円以下	55万円	65万円
162.5万円超 180万円以下	収入金額×40%－10万円	
180万円超 190万円以下	収入金額×30%＋8万円	
190万円超 360万円以下	収入金額×30%＋8万円	
360万円超 660万円以下	収入金額×20%＋44万円	
660万円超 850万円以下	収入金額×10%＋110万円	
850万円超	195万円(上限)	

(3) 扶養控除・配偶者控除・配偶者特別控除への影響

基礎控除額と給与所得控除額の最低保証額の引き上げにより、扶養親族の合計所得金額と、配偶者控除、配偶者特別控除に係る同一生計配偶者の合計所得金額の要件が現行の48万円から58万円に引き上げられます。

(4) 適用開始時期

今回の改正は、令和7年分以後の所得税（令和8年度分以後の住民税）に適用がされますが、令和7年分について給与所得者の場合は、年末調整で改正が適用されます。

(5) 源泉徴収事務

会社が従業員等に毎月給与等を支払う際の源泉徴収事務については、令和7年分は改正を反映していない現行制度に基づき源泉徴収事務を行い、令和7年12月1日以後は改正後に基づき年末調整を行うこととなります。

なお、令和7年11月30日以前の年末調整事務は、改正前の現行の制度に基づき行うため、退職した従業員等で令和7年11月30日以前に年末調整を行った場合、確定申告により改正後の制度を適用することとなります。

(6) 令和7年11月30日以前の準確定申告

個人事業者など所得税の確定申告が必要となる者が年の途中で死亡又は出国する際に必要な申告を準確定申告といい、令和7年11月30日以前に令和7年分の所得税の準確定申告を行った場合には、その時点では改正制度は適用されないが、更正の請求が認められます。

この場合、令和7年12月1日から5年以内に更正の請求を行うことで、改正後の制度を適用することができます。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡ください。